

3 消安第 4925 号
令和 4 年 1 月 21 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、別紙 1 のとおり本日付けで公布されましたので御了知の上、本改正事項について、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底方お願いいたします。

なお、本改正の概要については、別紙 2 を御参照ください。



(別紙1)

○農林水産省告示第百九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年一月二十一日

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料一般の製造の方法の基準</p> <p>ア～ナ (略)</p> <p>ニ <u>ムラミダーゼは、ブロイラーを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 飼料一般の表示の基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>(7)～(エ) (略)</p> <p>(カ) (1)のウに掲げる表、(1)のキの(7)、ケの(7)及びコの(7)、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケ及びサからニまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等</p> <p>(カ)～(チ) (略)</p> <p>(注)</p> <p>1 飼料添加物の名称の表示については、法第2条第3項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称</p>	<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料一般の製造の方法の基準</p> <p>ア～ナ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 飼料一般の表示の基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>(7)～(エ) (略)</p> <p>(カ) (1)のウに掲げる表、(1)のキの(7)、ケの(7)及びコの(7)、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケ及びサからナまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等</p> <p>(カ)～(チ) (略)</p> <p>(注)</p> <p>1 飼料添加物の名称の表示については、法第2条第3項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称</p>

ムラミダーゼの量を測定する方法であり、その単位は、ペプチドグリカン分解力単位で示す。

1 ペプチドグリカン分解力単位は、ムラミダーゼがフルオレセイン標識ペプチドグリカンにpH6.0、30℃で作用するとき、1分間に0.06nmolのフルオレセインイソチオシアナート（アイソマーI）に相当する蛍光強度を増加させる酵素量に相当する。

希釈液

リン酸一水素ナトリウム・二水和物22.5g（22.45～22.54g）及びクエン酸7.74g（7.735～7.744g）を量り、1Lの全量フラスコに入れ、800mlの水を加え、溶解するまで攪拌した後、オクチルフェノールエトキシレート試液1mlを加え、0.05mol/L水酸化ナトリウム試液又は0.1mol/L塩酸試液を用いてpHを5.9～6.1に調整する。さらに水を標線まで加える。

基質溶液の調製

0.5mg/mLフルオレセイン標識ペプチドグリカン試液100μLに1,900μLの希釈液を加え混合する。用時調製する。

操作法

試験を行うために必要な量の試料を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、1ml当たりの濃度が0.01～0.03ペプチドグリカン分解力単位となるように希釈液を加え、45～90分間かき混ぜて得られた液を試料溶液とする。

B	30倍	40	1,160	0.012
C	24倍	50	1,150	0.015
D	20倍	60	1,140	0.018
E	15倍	80	1,120	0.023
F	12倍	100	1,100	0.029
G	10倍	120	1,080	0.035

標準液 A～G の 0～30 分の測定値から 1 分間当たりのそれぞれの蛍光強度増加量（傾き）を算出する。算出した傾きを縦軸に、各標準液の 1 mL 中のペプチドグリカン分解力単位を横軸にとり、検量線を作成する。

⑫ (略)

(15)～(38) (略)

7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定

(1) (略)

(2) 試薬・試液

(略)

亜鉛（標準試薬）～オクタン酸 (略)

オクチルフェノールエトキシレート $C_{11}H_{22}O(C_2H_4O)_n$

オクチルフェノールエトキシレート試液 オクチルフ

ェノールエトキシレート 25g (24.5～25.4g) に水を

加えて溶かし 250mL とする。

オリーブ油～炭酸水素ナトリウム (略)

⑪ (略)

(15)～(38) (略)

7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定

(1) (略)

(2) 試薬・試液

(略)

亜鉛（標準試薬）～オクタン酸 (略)

(新設)

(新設)

オリーブ油～炭酸水素ナトリウム (略)

、1,500×gで20分間遠心分離し、上澄液を捨てる。
この操作を更に1回繰り返す。次に、この残留物に
水35mLを加えてよく振り混ぜた後、1,500×gで20分
間遠心分離し、上澄液を捨てる。この操作を更に1
回繰り返す。次に、この残留物にアセトン35mLを加
えてよく振り混ぜた後、1,500×gで20分間遠心分離
し、上澄液を捨てる。この操作を更に1回繰り返す
。さらに、この残留物にエタノール35mLを加えてよ
く振り混ぜた後、1,500×gで20分間遠心分離し、上
澄液を捨てる。この操作を更に1回繰り返した後、
凍結乾燥し、-20℃で保存する。

ブルーテトラゾリウム～ペクチン (略)

ペプチドグリカン 細菌などの細胞壁に存在する多糖
類である。ただし、*Micrococcus lysodeikticus*由来
のものを用いる。

ペプトン、カゼイン製～リン酸 (略)

リン酸一水素ナトリウム・二水和物 $\text{Na}_2\text{HPO}_4 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$

リン酸塩緩衝液、pH2.0～レゾルシン (略)

(3)～(9) (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(139) (略)

(140) ムラミダーゼ

ア 製造用原体

(7) 成分規格

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、1g

ブルーテトラゾリウム～ペクチン (略)

(新設)

ペプトン、カゼイン製～リン酸 (略)

(新設)

リン酸塩緩衝液、pH2.0～レゾルシン (略)

(3)～(9) (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(139) (略)

(新設)

り試験を行う。

(4) 製造の方法の基準

Trichoderma reeseiに属する菌株を宿主とした
ムラミダーゼ生産組換え体を培養し、培養を終了
した後、培養物をろ過し、又は水で抽出した後ろ
過して菌体を除去し、さらに、ろ液を濃縮して製
造すること。

(5) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

(6) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵
素活性を示すpH値（小数点以下第1位まで）を記
載すること。

イ 製剤（その1）

(7) 成分規格

本品は、ムラミダーゼ製造用原体に、必要に応
じて硫酸ナトリウムを加え、さらに、賦形物質を
混和した小片、粉末又は粒子である。

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、表
示ペプチドグリカン分解力単位の85～170%を含
む。

酵素力試験 ペプチドグリカン分解力試験法によ
り試験を行う。

(4) 保存の方法の基準

ムラミダーゼ製造用原体の保存の方法の基準を

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等について (概要)

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年 法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項の規定により、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものとされており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号。以下「告示」という。）において指定されている。

また、法第3条第1項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

今般、農業資材審議会に意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当であるとの答申を得たことから、省令及び告示の一部を改正することとする。

- ・ ムラミダーゼについて、新規飼料添加物として告示に指定するとともに、省令別表第1の1の(2)にプロイラーを対象とする飼料以外に用いてはならない旨及び省令別表第1の1の(5)にムラミダーゼを含む飼料は対象家畜等を表示しなければならない旨並びにムラミダーゼをペプチドグリカン分解酵素と表示できる旨規定するとともに、省令別表第2の8に製造の方法等の基準及び成分の規格を設定する。

3 施行期日

公布の日

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法^{※1}第3条第1項に基づき、省令^{※2}において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、ムラミダーゼを飼料添加物として新規指定し、規格・基準を定めるため、省令・告示の一部を改正することになりました。

2 改正の概要

告示において、飼料添加物として指定しました。また、省令において、飼料添加物の規格・基準（含量や不純物等の規定）を設定しました。

・ムラミダーゼ（酵素）

省令において、*Trichoderma reesei*の遺伝子組換え体が産生するムラミダーゼについて、ブロイラーを対象と定め、ムラミダーゼを含む飼料は対象家畜等を表示しなければならないと規定するとともに、規格・基準を設定しました。

本剤に関する告示及び省令の改正は、令和4年1月21日に施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）

※2 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

担当： 畜水産安全管理課
飼料安全基準班 飼料添加物担当
TEL：03-3502-8111（内線：4546）